



社会福祉法人椿友会紅山ケアセンター 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して、通所介護相当サービス（以下、「介護サービス」）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて、次のとおり説明します。

※当介護サービスの利用は、要介護状態区分が「要支援1」「要支援2」の方、総合事業対象者＜65歳以上の人で、要介護認定を受けずに基本チェックリスト等の実施により、心身の状況、その置かれている環境その他の状況から、要支援（要介護）状態となることを予防するための援助を行う必要があると認定された方＞が対象となります。また、保険者が丸亀市の方のみが対象となります。

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人「椿友会」
 (2)法人所在地 香川県丸亀市飯山町上法軍寺2600番地
 (3)電話番号 0877-98-2781
 (4)代表者氏名 理事長 鎌倉 克英
 (5)設立年月日 昭和47年 1月20日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 総合事業（丸亀市通所介護相当サービス）提供事業所
 平成29年 4月 1日 事業開始
 ※当事業所は特別養護老人ホーム紅山荘に併設されています。

(2)事業所の目的

事業所に通っていただくことにより、要支援状態にある利用者が、「できる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きした生活を送れるように支援すること」を目的として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援できるよう、生活の質の向上に資するサービスの提供を行います。

また、利用者の意欲を高めるような働きかけを通して、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援が行えるよう配慮して、サービス提供を行います。

- (3)事業所の名称 紅山ケアセンター
 (4)事業所の所在地 香川県丸亀市飯山町上法軍寺2600番地
 (5)電話番号 0877-98-3939
 (6)事業所長(管理者)氏名 鎌倉 克英
 (7)当事業所の運営方針

キリスト教の「愛情と奉仕」の精神に基づいて、個々の利用者を大切にいたします。

- (8)開設年月 平成 3 年 7 月 1 日
 (9)利用定員 30人（通常の通所介護の枠内で行います。）

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 丸亀市
 (2)営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(12月30日から1月3日は除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時00分

4. 職員の配置基準

当事業所では、ご契約者に対して介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職 種	常勤 換算	職員の員数	指定基準 (提供時間 の人数)
1. 事業所長(管理者)	0.1	常勤兼務 1 名	(1)
2. 介護職員	5.2	常勤専従 4 名、常勤兼務 4 名	4
3. 看護職員 (介護職員を兼務する場合あり)	1.4	常勤兼務 1 名、非常勤兼務 1 名	1
4. 生活相談員	2.2	常勤兼務 4 名	1
5. 機能訓練指導員	0.1	(看護職員が兼務)	(1)

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が丸亀市から支払われる場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)支払の対象となるサービス

以下のサービスについては、食費を除く利用料金の大部分（通常 9 割。8 割または 7 割の方もあり。負担割合証で確認させていただきます。）が、香川県国保連合会を通じて丸亀市より支払われます。

＜サービスの概要＞

①食事サービス

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事（昼食、おやつ）を提供します。
(食事時間) 12:00～12:30頃 ※食事が不要の場合は、前日までにご連絡ください。

②入浴サービス

- ・普通浴槽を使用して入浴することができます。

③送迎サービス

- ・ご自宅と事業所間の送迎を行います。
ご家族による送迎など、当事業所で送迎しない場合は、47円（片道）を減算します。

④栄養改善・口腔機能向上のための取り組み（未加算）

- ・低栄養を防止するため、全量食べていただけるよう配慮いたします。
- ・食事前に口腔体操を行います。必要な方には、摂食・嚥下機能の訓練を行ったり、口腔衛生状態の改善を目指し、支援、介助を行います。

⑤若年性認知症の方への支援（未加算）

- ・若年性認知症の方を受け入れる場合は、担当者を決め、本人・ご家族の希望を踏まえた介護サービスを提供します。

⑥その他

- ・必要な方には、歩行訓練、運動器を使用したり予防体操を行うことにより、筋力向上・転倒予防・失禁予防を図ります。

＜サービス利用料金(1月あたり)＞

ご契約者の介護度等に応じたサービス利用料金から支払額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（下記の料金表は自己負担が 1 割負担の場合です。2 割、3 割負担の場合もあります。「負担割合証」で確認させていただきます。）

下記利用料金の金額は最大のもので、利用回数により異なります。

ご契約者に提供する食事（昼食）については、食事に係る自己負担額を別途いただきます。

(下記(2)①参照)

また、介護給付に係る全ての単位数に、介護職員等処遇改善加算として11.8%が加算されます。(下表には含まれていません。)

(5回/月以上利用の方)

(9回/月以上利用の方)

1. ご契約者の介護度等 とサービス利用料金	事業対象者・要支援 1 17,980 円	要支援 2 36,210 円
2. うち、丸亀市から 支払われる金額	16,182 円	32,589 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1 - 2) ★	1,798 円	3,621 円
4. サービス提供体制強化加算 Ⅲ	24 円	48 円
5. 自己負担額 (3 + 4)	1,822 円	3,669 円

★は、事業対象者・要支援 1 で 4 回までの利用の場合は 1 回につき 436 円、要支援 2 で 8 回までの利用の場合は 447 円に利用回数を掛けた金額となります。

☆介護保険給付額に変更があった場合、総合事業においても、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させていただきます。

(2) 支払の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事に係る自己負担額 (食費) 料金：1 食あたり 670 円 (おやつ代含む)

急なキャンセルの場合は、食費をいただく場合があります。

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただくことがあります。

・通常の実施地域を越えた地点から 5 km 未満：500 円 (片道料金)

・5 km 以上 5 km 増えるごとに 500 円追加させていただきます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。その場合、材料代等の実費をいただくことがあります。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、ご契約者の都合で複写物を必要とする場合には、実費 (1 枚につき 10 円) をご負担いただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用については、ご契約者にご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1) (2) の料金 (利用者負担分の金額) は、原則として、お届けいただく通帳口座より、毎月 20 日 (土・日の場合は後日) に、前月分の利用料として引き落としさせていただきます。(引落とし手数料として 110 円 / 1 回をご負担ください。)

(4) 利用の中止、変更

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族及び主治医等に連絡し、適切な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び丸亀市等に連絡を行うとともに、必要な対策を講じます。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。
ただし、介護上の過失によらない事故（見守り空白時の事故、自損事故、利用者間の諍いによる事故等）については、関係者間で協議の上処理します。
- (3) 同様の事故が起こらないよう、原因究明に努め、しかるべき処置を講じます。

8. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- (4) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者に現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

9. 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所は、感染症の予防及びまん延を防止するため、担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務を継続して提供するために

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供の継続、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 業務継続計画について職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 土居 美 紅 ・ 三 木 智 詞（紅山ケアセンター TEL 0877-98-3939）

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを、紅山ケアセンター受付に設置しています。

○苦情解決責任者 センター長 鎌倉 克 英

○苦情解決第三者委員

苦情解決を円滑に図るため、苦情の受付、苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立ち会い・助言を行う者として、下記の方に第三者委員をお願いしています。
喜多壽子氏（TEL 0877-86-2470）、寺井義弘氏（TEL 0877-98-5293）

○苦情処理の手順は、次のとおりです。

- (1) 苦情があった場合、苦情受付者は苦情申出人から詳しく事情を聞き、事実確認

を行う。(間接的に受付けた場合は、苦情受付者は速やかに苦情申出人に連絡を取り、苦情の内容について確認する。)

- (2) 苦情受付後、苦情受付者は苦情解決責任者に報告する。
- (3) 苦情解決責任者は、必要であると判断した場合、検討会議を開く。
- (4) 苦情解決責任者は検討の結果に基づき、速やかに具体的な対応(検討内容報告、謝罪訪問等)をとる。また、苦情解決に向けての話し合いを行い、適切な解決に努める。この時、苦情申立人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の立ち会い又は助言を求めることができる。
- (5) 上記に係る苦情処理等についての記録を行い、台帳に保管し、再発を防ぐ為に役立てる。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

下記の機関へ苦情を申し立てることもできます。

香川県長寿社会対策課 介護保険担当	所在地 高松市番町4-1-10 電話番号 087-832-3269 ・FAX 087-806-0206 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2-3-2 (香川県自治会館内) 電話番号 087-822-9341 ・FAX 087-822-6023 受付時間 9:00～17:00
香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 高松市番町1-10-35(香川県社会福祉総合センター内) 電話番号 087-861-1300 ・FAX 087-861-1300 受付時間 10:00～16:00
丸亀市健康福祉部 高齢者支援課	所在地 丸亀市大手町2-4-21 (市役所2F) 電話番号 0877-24-8807 ・FAX 0877-24-8455 受付時間 8:30～17:15
丸亀市 地域包括支援センター 南部センター	所在地 丸亀市大手町2-4-21 (市役所2F) 電話番号 0877-24-8933 ・FAX 0877-24-8914 所在地 飯山町川原1114-1 (飯山市民総合センター1F) 電話番号 0877-85-3350 受付時間 8:30～17:15

令和 年 月 日

介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

紅山ケアセンター

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業(第一号通所事業)の提供開始に同意しました。

契約者住所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 ()